盛岡市･玉山村合併協議会組織体系図

盛岡地域合併協議会（全２８名）　規約第５条

･合併に関する各種の協議･決定を行う

･行政側　市村長（2名）
　助役（2名）
･議会側　議会代表（12名）
･学識経験者　住民代表（10名）
･2市村共通学識経験者（2名）

･付議事案の協議
･調整の指示

･付議事案の提出
･関係資料などの提出

幹　事　会（全６名）　規約第11条

･事務ﾚﾍﾞﾙの最終調整

2市村の助役、市町村合併担当部課長等

･専門的な調査、検討の指示

･調整方針案の提出

専　門　部　会

･現況調査票の取りまとめ
･調整方針案の取りまとめ
部課長

総務部会　企画部会　産業振興部会　都市整備部会
財政部会　住民生活部会　上下水道部会　教育文化部会
環境衛生部会　保健福祉部会　議会部会

･より専門的事項の調整検討の指示

･個別調整事項案の提出

グループ会議

･現況調査票、調整方針案の作成
補佐･係長など

担当ごとのワーキンググループを設置
＊専門部会で検討し必要に応じて調整

会議開催などに関する一般事務

盛岡市・玉山村合併協議会事務局（2市村から職員を派遣）

連絡調整

2市村議会

2市村合併担当課

2市村住民

広報

広聴